

* 学校感染症について

下記の感染症にかかった場合は出席停止となります。

感染防止のため、出席停止期間中は家庭で療養してください。

治癒後登校する際に、登校許可書を提出してください。

① インフルエンザ用登校許可願

保護者の方が記入してください。

薬の説明書や医療機関の明細書のコピー等インフルエンザの治療をしたことがわかるものを添付してください。

② インフルエンザ、新型コロナウイルス関連以外の感染症用 登校許可書

医療機関作成の登校許可書が必要となります。文書料がかかることがあります。

(新型コロナウイルス関連の出席停止の手続きは再登校後に用紙を配布します)

学校感染症	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌物質製剤による治療が終了するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
麻疹	解熱した後、3日を経過するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎 流行性角結膜炎 感染性胃腸炎 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、南米出血熱、重症急性呼吸器症候群、痘そう、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、指定感染症および新感染症 新型コロナウイルス感染症については治癒するまで